

小規模認可保育所における対象年齢の拡大

(国家戦略特別区域法 第12条の4)

規制改革の内容

特例措置前

- 「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できる。



特例措置

- 待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。



効果

- 地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。

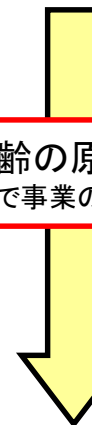
規制改革の概要

小規模認可保育所の対象年齢

原則 0～2歳



対象年齢の原則を撤廃
区域会議で事業の実施を決定



0～5歳までの一貫した保育や
3～5歳のみの保育が可能に